

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

平成27年4月1日改定
北海道信用農業協同組合連合会

北海道信用農業協同組合連合会では次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定しておりますので公表いたします。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進

<対策>

○平成27年4月～

- (1) 半日年次有給休暇の取得可能日数の拡充と活用
- (2) 年次有給休暇取得の現状把握と計画的取得の呼びかけ等を行い、有給休暇が取得しやすい職場環境の構築に取り組む。

目標2 福利厚生施設の利用促進

<対策>

○平成27年4月～

- (1) 平成26年12月に開始した「福利厚生倶楽部」の利用を通じ、家族等と過ごす休暇時の有効な活動をサポートする。
- (2) 福利厚生倶楽部利用の現状把握と利用促進に向けた取り組みを検討する。

以 上